

平成31年2月22日

第434回白石市議会定例会議案

目 次

第 1 号議案	仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定の廃止に関する協議 について	・・・ 1
第 2 号議案	消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・ 2
第 3 号議案	白石市農産物直売所建設基金条例を廃止する条例	・・・ 1 1
第 4 号議案	白石市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 1 3
第 5 号議案	白石市市税条例の一部を改正する条例	・・・ 1 5
第 6 号議案	白石市環境基本条例の一部を改正する条例	・・・ 1 7
第 7 号議案	白石市駐車場条例の一部を改正する条例	・・・ 2 0
第 8 号議案	白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技 術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 2 5
第 9 号議案	白石市歯科休日診療所条例を廃止する条例	・・・ 2 7
第 1 0 号議案	白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	・・・ 2 9
第 1 1 号議案	白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例の一部を改正する条例	・・・ 3 2
第 1 2 号議案	白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	・・・ 3 4
第 1 3 号議案	白石市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 3 6
第 1 4 号議案	白石市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 3 8

第 1 号議案

仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定の廃止に関する協議
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定により、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町と公立認可保育所を相互の住民に使用させることについて定めた仙南地域公立認可保育所の相互利用に関する協定（平成 14 年 3 月 27 日締結）を廃止することについて、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日

白石市長 山 田 裕 一

第 2 号議案

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(白石市公共物管理条例の一部改正)

第1条 白石市公共物管理条例(昭和47年白石市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び別表備考7中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(白石市公民館条例の一部改正)

第2条 白石市公民館条例(平成16年白石市条例第51号)の一部を次のように改める。

別表第1第1項中「1,440円」を「1,470円」に、「2,980円」を「3,030円」に、「4,420円」を「4,510円」に、「8,840円」を「9,000円」に、「5,960円」を「6,070円」に、「13,360円」を「13,600円」に、「7,400円」を「7,540円」に、「10,380円」を「10,580円」に、「22,200円」を「22,610円」に、「720円」を「730円」に、「920円」を「940円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,260円」を「2,310円」に、「610円」を「620円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,670円」を「2,720円」に、「5,650円」を「5,760円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「2,570円」を「2,610円」に、「4,930円」を「5,020円」に、「250円」を「260円」に、「460円」を「470円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「2,210円」を「2,250円」に、「3,700円」を「3,770円」に、「7,560円」を「7,700円」に改め、同項備考4中「100円」を「110円」に改め、同表第2項中「720円」を「730円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「750円」を「770円」に、「250円」を「260円」に改め、同表第3項中「1,020円」を「1,040円」に、「100円」を「110円」に改め、同表第4項中「100円」を「110円」に改める。

別表第2中「460円」を「470円」に、「610円」を「620円」に、「720円」を「730円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「250円」を「260円」に、「510円」を「520円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表備考1及び5中「100円」を「110円」に改める。

(白石市コミュニティセンター条例の一部改正)

第3条 白石市コミュニティセンター条例(平成16年白石市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「320円」を「330円」に改める。

(白石市古典芸能伝承の館設置条例の一部改正)

第4条 白石市古典芸能伝承の館設置条例(平成3年白石市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,900円」を「3,980円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「6,370円」を「6,490円」に、「13,880円」を「14,140円」に、「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に、「920円」を「940円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「2,260円」を「2,310円」に、「5,240円」を「5,340円」に改める。

(白石市文化体育活動センター条例の一部改正)

第5条 白石市文化体育活動センター条例(平成16年白石市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「19,440円」を「19,800円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「970円」を「990円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「540円」を「550円」に改める。

(白石市スポーツセンター条例の一部改正)

第6条 白石市スポーツセンター条例(平成18年白石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「4,110円」を「4,190円」に改める。

(スパッシュランドしろいし条例の一部改正)

第7条 スパッシュランドしろいし条例(平成16年白石市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,260円」を「2,310円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「750円」を「770円」に、「970円」を「990円」に、「210円」を「220円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「640円」を「660円」に、「320円」を「330円」に、「430円」を「440円」に改め、同表備考4中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表備考5中「10,800円」を「11,000円」に、「54,000円」を「55,000円」に改め、同表備考6中「21,600円」を「22,000円」に、「108,000円」を「110,000円」に改める。

別表第2中「10,800円」を「11,000円」に改める。

別表第3中「540円」を「550円」に、「210円」を「220円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「750円」を「770円」に改める。

別表第4中「10,800円」を「11,000円」に、「8,640円」を「8,800円」に改める。

別表第5中「54,000円」を「55,000円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「29,160円」を「29,700円」に、「216,000円」を「220,000円」に、「205,200円」を「209,000円」に改める。

(白石市立学校施設の開放に関する条例の一部改正)

第8条 白石市立学校施設の開放に関する条例（平成4年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「770円」を「790円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「720円」を「730円」に、「1,020円」を「1,040円」に改め、同表備考3中「100円」を「110円」に改める。

（白石市旧学校利用施設条例の一部改正）

第9条 白石市旧学校利用施設条例（平成30年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「720円」を「730円」に改め、同表備考3中「100円」を「110円」に改める。

（武家屋敷（旧小関家）条例の一部改正）

第10条 武家屋敷（旧小関家）条例（平成16年白石市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「640円」を「660円」に、「320円」を「330円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「3,880円」を「3,960円」に改める。

（白石城条例の一部改正）

第11条 白石城条例（平成16年白石市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「860円」を「880円」に、「640円」を「660円」に、「32,400円」を「33,000円」に改める。

（白石城歴史探訪ミュージアム条例の一部改正）

第12条 白石城歴史探訪ミュージアム条例（平成16年白石市条例第43号）の一部を次のように改める。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「860円」を「880円」に、「640円」を「660円」に改める。

（白石市ふれあいプラザ条例の一部改正）

第13条 白石市ふれあいプラザ条例（平成15年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「610円」を「620円」に、「510円」を「520円」に、「100円」を「110円」に改める。

（白石市介護予防センター条例の一部改正）

第14条 白石市介護予防センター条例（平成16年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「750円」を「770円」に、「100円」を「110円」に改める。

（白石市福祉プラザやまぶき条例の一部改正）

第15条 白石市福祉プラザやまぶき条例（平成16年白石市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「430円」を「440円」に、「860円」を「880円」に、「210円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改める。

（白石市中心市街地活性化交流広場条例の一部改正）

第16条 白石市中心市街地活性化交流広場条例（平成16年白石市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「970円」を「990円」に、「640円」を「660円」に、「320円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

（あしたば白石条例の一部改正）

第17条 あしたば白石条例（平成22年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「460円」を「470円」に、「610円」を「620円」に、「720円」を「730円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「250円」を「260円」に、「510円」を「520円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表備考1及び4中「100円」を「110円」に改める。

(白石市材木岩公園等設置条例の一部改正)

第18条 白石市材木岩公園等設置条例(平成3年白石市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項中「1,290円」を「1,320円」に改め、同表第3項第1号中「100円」を「110円」に改め、同項第2号ア中「2,160円」を「2,200円」に改め、同号イ中「6,480円」を「6,600円」に改め、同表第4項第1号中「100,440円」を「102,300円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「39,090円」を「39,820円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「1,290円」を「1,320円」に改め、同項第2号中「210円」を「220円」に、「430円」を「440円」に、「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表備考9中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(白石市スキー場条例の一部改正)

第19条 白石市スキー場条例(平成16年白石市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表中「860円」を「880円」に、「540円」を「550円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「2,480円」を「2,530円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「32,400円」を「33,000円」に改める。

(白石市温泉休養施設条例の一部改正)

第20条 白石市温泉休養施設条例(平成16年白石市条例第50号)の一部を次のように改める。

別表中「100円」を「110円」に改める。

(白石市都市公園条例の一部改正)

第21条 白石市都市公園条例(昭和46年白石市条例第6号)の一部を次のように改める。

別表第3中「1,290円」を「1,320円」に改め、同表備考4中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第4第1号中「100円」を「110円」に、同表第2号ア中「2,160円」を「2,200円」に改め、同号イ中「6,480円」を「6,600円」に改める。

別表第5中「540円」を「550円」に、「430円」を「440円」に、「100円」を「110円」に、「860円」を「880円」に改める。

別表第6中「5,400円」を「5,500円」に、「540円」を「550円」に改める。

(白石市道路占用料条例の一部改正)

第22条 白石市道路占用料条例(昭和47年白石市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(白石市水道給水条例の一部改正)

第23条 白石市水道給水条例(昭和48年白石市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第23条中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

(白石市下水道条例の一部改正)

第24条 白石市下水道条例(昭和61年白石市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

(白石市農業集落排水事業条例の一部改正)

第25条 白石市農業集落排水事業条例(平成9年白石市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第29条」を「第29条第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置等)

2 第1条、第4条、第8条、第9条、第13条、第14条、第18条及び

第 2 1 条の規定による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の額について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の白石市公民館条例の規定は、施行日以後に使用の許可（指定管理者に管理を行わせる場合（以下この項において「指定管理の場合」という。）には利用の許可。以下この項において同じ。）を受けたものに係る使用料（指定管理の場合には利用料。以下この項において同じ。）の額について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

4 第 3 条、第 5 条から第 7 条まで、第 1 0 条から第 1 2 条まで、第 1 5 条から第 1 7 条まで、第 1 9 条及び第 2 0 条の規定による改正後の各条例の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料の額について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料の額については、なお従前の例による。

5 第 2 2 条の規定による改正後の白石市道路占用料条例の規定は、施行日以後に占用の許可を受けたものに係る占用料の額について適用し、施行日前に占用の許可を受けたものに係る占用料の額については、なお従前の例による。

6 第 2 3 条の規定による改正後の白石市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

7 第 2 4 条及び第 2 5 条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道又は排水処理施設の使用で、施行日から平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

第 3 号議案

白石市農産物直売所建設基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市農産物直売所建設基金条例を廃止する条例

白石市農産物直売所建設基金条例（平成２８年白石市条例第４号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第 4 号議案

白石市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
白石市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年白石市条例第8号）の一部を次のとおり改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白石市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

第 5 号議案

白石市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例の一部を改正する条例

白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項中「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改める。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例）

第15条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

- （1） 巡回診療又は患者の輸送の用に供する3輪以上の軽自動車
- （2） 血液事業の用に供する3輪以上の軽自動車
- （3） 救護資材の運搬の用に供する3輪以上の軽自動車

附則第15条の3に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により減免すべき税額は、宮城県知事が自動車税の環境性能割を減免又は課税免除する自動車の例によるものとする。
- 3 第1項の規定により軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、宮城県知事が自動車税の環境性能割を減免又は課税免除する自動車の例により、減免の手続を行うものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第15条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第15条の3に2項を加える改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

（軽自動車税の環境性能割の経過措置）

第2条 この条例による改正後の白石市市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

第 6 号議案

白石市環境基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市環境基本条例の一部を改正する条例

白石市環境基本条例（平成7年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業者及び市民」を「事業者、市民及び滞在者」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- （3） 滞在者 通勤、通学、観光その他の目的で市に滞在する者をいう。

第5条を次のように改める。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境の保全及び創造のために次に掲げる措置を講ずる責務を有する。

- （1） 事業活動に伴って生ずるばい煙、粉塵、汚水、騒音、振動、悪臭、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要なこと。
- （2） 物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるために必要なこと。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全

上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第6条第1項中「市民は、」の次に「基本理念にのっとり、」を加え、同条第2項中「市民は、」の次に「基本理念にのっとり、」を加え、「県又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(滞在者の責務)

第6条の2 滞在者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減等、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第12条中「市民及び事業者等」を「事業者、市民及び滞在者（以下「事業者等」という。）」に改める。

第14条第1項及び第16条中「市民及び事業者」を「事業者等」に改める。

第17条中「市民、事業者」を「事業者等」に改める。

第23条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 関係団体を代表する者

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 7 号議案

白石市駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市駐車場条例の一部を改正する条例

白石市駐車場条例（平成元年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前零時から午後12時まで」を「終日」に改める。

第5条の見出し中「納付」を「納入」に改め、同条第1項を次のように改める。

駐車場を一時利用しようとする者は、駐車場から自動車を出場させる際に料金を納入しなければならない。

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第9条中「き損」を「毀損」に、「もの」を「者」に改める。

第11条中「明治32年法律第87号」を「平成18年法律第73号」に改める。

第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定管理者による管理）」を付し、同条第1項中「、駐車場の管理運営上必要と認めるときは」を削り、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第12条の2 前条の規定により指定管理者が管理運営を行う駐車場は、白石駅東口駐車場、銚子ヶ森駐車場及び越河駅前駐車場とする。

2 前項の駐車場の料金は、指定管理者の収入とする。

第13条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2項中「前条」を「第12条」に改める。

第15条を次のように改める。

（違反者に対する措置）

第15条 市長は、第8条に規定する禁止行為のほか、この条例の規定に反し駐車場を利用した者に対し、その利用を中止し、又は必要な措置を講ずることができる。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

施設区分	利用区分	料金
白石駅前駐車場	一時利用	1台につき 1時間以内 100円 2時間以内 150円 3時間以内 200円 4時間以内 250円 5時間以内 300円 6時間以内 350円 7時間以内 400円 8時間以内 450円 9時間以内 500円 10時間以内 550円 11時間以内 600円 12時間以内 650円 24時間以内 700円 24時間を超えた場合には、上記により計算した額を加算する。 ただし、30分以内の利用は無料とする。
	定期利用	1台につき 1月 4,400円
白石駅東口駐車場	定期利用	1台につき 1月 4,400円
白石蔵王駅西口駐車場 白石蔵王駅東口駐	一時利用	1台につき 1時間以内 100円
		2時間以内 150円

車場		3時間以内 200円
		4時間以内 250円
		5時間以内 300円
		6時間以内 350円
		7時間以内 400円
		8時間以内 450円
		9時間以内 500円
		10時間以内 550円
		11時間以内 600円
		12時間以内 650円
		24時間以内 700円
		24時間を超えた場合には、上記により計算した額を加算する。
		ただし、30分以内の利用は無料とする。
	銚子ヶ森駐車場	定期利用
越河駅前駐車場	定期利用	1台につき 1月 2,200円

備考 白石駅前自転車駐車場、白石駅東口自転車駐車場、東白石駅前自転車駐車場及び北白川駅前自転車駐車場の料金は、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の白石市駐車場条例の規定により定期利用に係る料金を納入した者の料金については、当該定期利用の有効期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。

第 8 号議案

白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の白石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

第 9 号議案

白石市歯科休日診療所条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市歯科休日診療所条例を廃止する条例

白石市歯科休日診療所条例（平成14年白石市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 0 号議案

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「保育所をいう。」の次に「以下同じ。」を、「幼稚園をいう。
」の次に「以下同じ。」を、「認定こども園をいう。」の次に「以下同じ。
」を加え、同条第2号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ
。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確
保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全
てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる
。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそ
れぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じ
ないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に
係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所
（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所にお
いて代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A
型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号に
おいて「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を
勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認め
る者

第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業

者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第29条第3項、第31条第3項及び第44条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

附則第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 1 号議案

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例の一部を改正する条例
白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例（平成30年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「1,000円」を「1,020円」に、「800円」を「810円」に改める。

別表個人の項中「1,000円」を「1,020円」に、同表障がい者の項及び団体の項中「800円」を「810円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（「1,000円」を「1,020円」に、「800円」を「810円」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

第 1 2 号議案

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年白石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程
を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」
を加える。

第14条中「次の各号」を「次」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 3 号議案

白石市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

白石市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「登録した日以後において最初に到来する9月30日」を「助成対象者が15歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「又は第3項」及び「又は更新申請書」を削り、同項を同条第3項とする。

第6条中「保護者から前条第1項若しくは第3項に定める書類の提出を受けたときは、第4条第1項に定める一部負担金の額を審査し、又は決定するため」を「第4条第1項の規定による一部負担金の額を審査し、又は額を決定するため必要があると認めるときは」に改める。

第7条第1項中「又は第3項」を削り、同条第2項中「又は更新申請書」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の白石市子ども医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により受給資格の登録を受けている者（以下「受給登録者」という。）であって、引き続き改正後の白石市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による受給登録者とみなされるものは、旧条例第5条第3項の規定による更新申請書の提出を省略することができる。

（準備行為）

3 新条例第5条第2項の規定による有効期限が記載された同条例第7条第1項の規定による受給者証の交付は、この条例の施行前においても行うことができる。

第 1 4 号議案

白石市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
白石市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に改め、「該当するもの」の次に「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当するもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白石市心身障害者医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の規定により新たに助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条の規定に関する事務は、この条例の施行前においても行うことができる。